

法人文書の開示の実施の方法を定める規程

平成14年 9月25日消研規程第35号

1 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89mm、横127mmのもの又は縦203mm、横254mmのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）
当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第1項の独立行政法人等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同

じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法

当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C 5 5 6 8に適合する記録時間1 2 0分のものに限る。)に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間1 2 0分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、独立行政法人消防研究所が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。)により行うことができるもの

当該電磁的記録をA 3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

当該電磁的記録をA 3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X 6 2 2 3に適合する幅9 0 mmのものに限る。)に複写したものの交付

当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X 0 6 0 6及びX 6 2 8 1に適合する直径1 2 0 mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

(4) 電磁的記録(前号 又は に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であって、独立行政法人消防研究所が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

前号 から までに掲げる方法

当該電磁的記録を幅1 2 . 7 mmのオープンリールテープ(日本工業規格X 6 1 0 3、X 6 1 0 4又はX 6 1 0 5に適合する長さ7 3 1 . 5 2メートルのものに限る。)に複写したものの交付

当該電磁的記録を幅1 2 . 7 mmの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X 6 1 2 3、X 6 1 3 2若しくはX 6 1 3 5又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)1 4 8 3 3、1 5 8 9 5若しくは1 5 3 0 7に適合するものに限る。)に複写したものの交付

当該電磁的記録を幅8 mmの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X 6 1 4 1若しくはX 6 1 4 2又は国際規格1 5 7 5 7に適合するものに限る。)に複写し

たものの交付

当該電磁的記録を幅 3 . 8 1 mm の磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X 6 1 2 7、X 6 1 2 9、X 6 1 3 0 又は X 6 1 3 7 に適合するものに限る。）に複写したものの交付

- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

附 則

この規程は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。